

海田町教育情報セキュリティポリシー
(第2.0版)
※基本方針抜粋

令和7年8月
海田町教育委員会

教育情報セキュリティ基本方針（宣言書）

海田町教育委員会及び海田町立学校が利用する教育情報システムが取り扱う情報には、児童生徒の個人情報のみならず、学校運営上重要な情報が多数含まれています。これらの情報に漏えい、破壊、改ざんなどの事故が生じた場合、児童生徒や学校運営に対して深刻な問題を引き起こすこととなります。

教育情報システムで取り扱う情報資産をさまざまな脅威から保護し、機密性、完全性及び可用性を維持する、いわゆる情報セキュリティ対策の推進は、町民の財産やプライバシーを守ることはもとより、海田町教育委員会及び海田町立学校に対する町民からの信頼の維持や向上に寄与するなど、教育行政を安定的に運営していくために極めて重要な取組です。

そのため、海田町教育委員会では、情報資産を故意や偶然という区別に関係なく、漏えい、破壊、改ざんなどの事故から保護することを目的に「海田町教育情報セキュリティポリシー」を策定し、安全対策に努めています。海田町教育委員会及び海田町立学校が保有する情報資産を利用する海田町教育委員会職員及び海田町立学校の教職員には、「海田町教育情報セキュリティポリシー」に基づく行動の遵守を徹底し、強固な情報セキュリティ体制の維持・向上を図ってまいります。

令和7年1月

海田町教育委員会

教育長 森山 真文

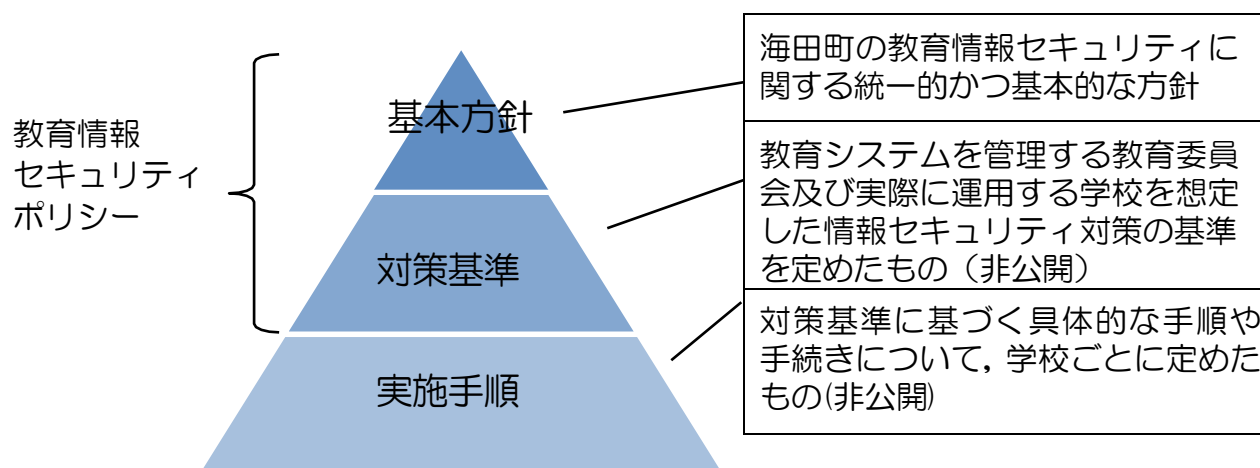
序 海田町教育情報セキュリティポリシーの構成

海田町教育情報セキュリティポリシー（以下、「本ポリシー」という。）とは、海田町教育委員会及び海田町立小学校・中学校（以下、「本町立学校」という。）が保有する教育の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

本ポリシーは、海田町教育委員会や本町立学校が保有する情報資産を取り扱うすべての教職員（町費及び県費の非常勤及び臨時的任用教職員、会計年度任用職員を含む。以下、「教職員」という。）及び教育委員会事務局職員に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが求められる。一方で、技術の進歩等に伴う教育情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に対し柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、本ポリシーは、一定の普遍性を備えた部分としての「教育情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に対応する部分として「教育情報セキュリティ対策基準」の2階層から成るものとして策定する。また、本ポリシーに基づき、具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として「海田町教育情報セキュリティ実施手順」を各学校で策定する。

【図】海田町教育情報セキュリティポリシーの構成



第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

海田町教育委員会及び本町立学校が取り扱う情報には、児童生徒の個人情報のみならず、保護者、教職員、その他地域住民に関する情報等学校運営に欠かせない重要な情報が数多く含まれ、外部に漏えいした場合に極めて深刻な問題を引き起こすおそれがある。

したがって、本町の教育ネットワークにおいて、個人情報を始めとする各種情報資産をさまざまな脅威から防御することは、信頼ある安心・安全な学校づくりに必要不可欠なことである。

また、平成29～31年に改訂された学習指導要領において、情報活用能力育成やプログラミング教育等、より一層の教育の情報化が求められており、各学校がこれに積極的に対応するためには、教育情報システムが高度な安全性を有することが必須である。そのため、本基本方針は、海田町教育委員会及び本町立学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町教育委員会及び各学校が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教育ネットワーク

本町の学校教育において情報資産を扱う通信回線やルータ等の通信機器で接続し、情報を伝達するための仕組みのことをいう。

(2) 教育情報システム（校務系・学習系）

本町の学校教育において使用されるパソコン、ソフトウェア及び記録媒体等で構成され情報処理を行う仕組みのことをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産を脅威（自然災害、機器障害、悪意のある行為等の損失を発生させる直接の要因をいう。）から保護し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報資産

教育情報システム及び学校で取り扱う情報をいう。情報の対象範囲は4.（2）に記載する。

(5) 機密性

情報に接続することを認められた者だけが、情報に接続できる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報に接続することが認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報に接続できる状態を確保することをいう。

(8) 校務系ネットワーク

本町サーバ室に設置した校務系システムとの通信を行うネットワークをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- ① 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- ② 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- ③ 地震、水害、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等。
- ④ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。
- ⑤ 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等。

4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、本町教育委員会及び本町立学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産の範囲は次のとおりとする。

- ① 教育ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 教育情報システムの仕様書及び教育ネットワーク図等のシステム関連文書

5 教職員の遵守義務

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本ポリシー及び海田町教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 組織体制

本町教育委員会及び本町立学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本町教育委員会及び本町立学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性の3つの観点から影響度を評価し、4段階の重要性分類を行い、必要に応じて取扱制限を行うものとする。

(3) 物理的セキュリティ

教育情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及

び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理，アクセス制御，不正プログラム対策，不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

教育ネットワークの監視，本ポリシーの遵守状況の確認等，運用面の対策を講じる。

(7) 評価・見直し

本ポリシーの遵守状況を検証するため，必要に応じて教育情報セキュリティ実施状況の確認及び各学校による自己点検を実施し，運用改善を行い，情報セキュリティの向上を図る。本ポリシーの見直しが必要な場合は，適宜見直しを行う。

7 教育情報セキュリティ実施状況の確認及び自己点検の実施

本ポリシーの遵守状況を検証するため，必要に応じて教育情報セキュリティ実施状況の確認及び自己点検を実施する。

8 本ポリシーの見直し

教育情報セキュリティ実施状況の確認及び自己点検の結果，本ポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合には，適宜本ポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ対策，教育情報セキュリティ実施状況の確認，自己点検及び必要に応じて本ポリシーの見直しを実施するために，具体的な遵守事項及び判断基準等を定める「教育情報セキュリティ対策基準」を策定する。公にすることにより本町教育行政に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき，情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた「海田町教育情報セキュリティ実施手順」を策定するものとする。

なお，海田町教育情報セキュリティ実施手順も，公にすることにより本町教育行政に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。